

瀬戸内海国立公園(広島県地域)
管理計画書

(抜粋)

平成元年 3 月

瀬戸内海国立公園管理事務所

目 次

第1. 基本方針	
1. 瀬戸内海国立公園管理計画作成方針	1
2. 広島県地域管理計画基本方針	1
3. 管理計画区の区分	2
*瀬戸内海国立公園指定及び計画の経緯	7
*瀬戸内海国立公園広島県地域指定及び計画の経緯	9
第2. 広島県西部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	10
(1) 概 要	10
(2) 管 理 方 針	12
2. 風致・景観の管理に関する事項	12
(1) 許可、届出等取扱方針	12
(2) 公園事業取扱方針	16
(3) 集団施設地区取扱方針	18
3. 地域の開発・整備に関する事項	19
(1) 地域の開発と利用のあり方について	19
(2) 一般公共事業との調整	19
第3. 広島県中央部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	20
(1) 概 要	20
(2) 管 理 方 針	22
2. 風致・景観の管理に関する事項	22
(1) 許可、届出等取扱方針	22
(2) 公園事業取扱方針	26
(3) 集団施設地区取扱方針	28
3. 地域の開発・整備に関する事項	29
(1) 地域の開発と利用のあり方について	29
(2) 一般公共事業との調整	30
第4. 広島県東部管理計画区	
1. 概要及び管理方針	31
(1) 概 要	31

(2) 管理方針	33
2. 風致・景観の管理に関する事項	33
(1) 許可、届出等取扱方針	33
(2) 公園事業取扱方針	37
(3) 集団施設地区取扱方針	39
3. 地域の開発、整備に関する事項	40
(1) 地域の開発と利用のあり方について	40
(2) 一般公共事業との調整	40
第5. 土地及び事業施設の管理に関する事項	
(1) 国有財産の管理	41
(2) 交付公債制度による民有地買上げ地の管理	42
(3) 公共公園事業施設の管理	42
第6. 利用者の指導に関する事項	
(1) 自然解説活動等	43
(2) ビジターセンター	43
(3) 利用者の誘導・規制	43
第7. 地域の美化・修景に関する事項	
(1) 美化清掃	44
(2) 修景緑化指針	44
第8. 各種団体の指導、育成に関する事項	
(1) 瀬戸内海国立公園等連絡会議	46
(2) 宮島を美しくする会	46
(3) 包ヶ浦野営場運営協議会	46
(4) 鞆地区国立公園整備促進協議会	46
第9. その他	48
[参 考 資 料]	
1. 保 全 対 象	
2. 「特定地域における特定行為の認定」一覧	
3. 誘導標識、地区案内板等標準仕様	
4. 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項	
5. 修景緑化樹種一覧	
6. 関係法令等一覧	
7. 許認可申請書進達ルート	

第4. 広島東部管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概 要

ア. 地形・地質

当該計画区は、本四架橋尾道・今治ルート沿いの向島、因島、生口島といった島しょ部と、筆影山、鳴滝山といった本土側展望地、そして鞆の浦周辺等からなっている。特色のある地区をみると仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で断層、海蝕洞、溶岩、凝灰岩が多くみられる。阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、因島南部にかけこの断層による断崖をなす。因島東部と生口島中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層が、ルーフ状にのっている。鳴滝山は南北に長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。

イ. 動・植物

本来カン類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等によりアカマツ、クロマツを主体とする二次林として生育している。近年は松くい虫による松枯れがひどく場所によってはマツ林が後退している地域もある。

特色ある動物は、原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。

ウ. 人文

福山市鞆は万葉以来の港である。尾道は浄土寺・西国寺などの名刹があり、中世港町の景観を今に伝えている。因島は村上水軍の根拠地でその城趾が多い。阿伏兎観音は1570年毛利輝元の創建で、鞆の対潮楼（福禅寺）は近世朝鮮使節の宿泊所であった。

エ. 土地所有別面積（S63. 4. 1現在）

（単位ha）

市 町	国有地	公有地	私有地	合 計
三 原 市	—	4	428	432
尾 道 市	—	—	126	126
因 島 市	11	69	415	495
福 山 市	108	60	324	492
瀬 戸 田 町	—	2	380	382
向 島 町	—	5	224	229
内 海 町	—	—	10	10
沼 隈 町	20	18	85	123
合 計	139	158	1,992	2,289

オ. 公園計画

(7) 保護計画

(単位ha)

地域地区 市 町	特 別 地 域				普通地域	合 計
	特別保護地区	第 1 種	第 2 種	第 3 種		
三 原 市	—	—	432	—	—	432
尾 道 市	—	—	126	—	—	126
因 島 市	—	—	495	—	—	495
福 山 市	—	15	251	—	226	492
瀬 戸 田 町	—	2	200	—	180	382
向 島 町	—	—	211	18	—	229
内 海 町	—	—	10	—	—	10
沼 隈 町	—	—	123	—	—	123
合 計	—	17	1,848	18	406	2,289

(イ) 利用計画及び公園事業執行状況 (S63. 4. 1現在 カッコ内は執行件数)

利 用 計 画	事 業 名 及 び 執 行 件 数
仙酔島集団施設地区	宿舍(2), 園地(1), 給水施設(1), 係留施設(1)
単 独 施 設	
宿 舎	因島公園(1), 高見山(1), 観音崎
園 地	鉢ヶ峰, 筆影山山頂(1), 竜王山山頂(1), 白滝山山頂, 鳴滝山(1), 大浜崎(2), 白滝山, 奥山山頂, 地藏ヶ鼻, 因島公園, 後山(1), 観音山山頂, 布刈瀬戸, 高見山(3), 阿伏兎山上
野 営 場	大浜崎(1)
水 泳 場	唐船, 岩子島
道 路	
車 道	筆影山登山線(1), 因島公園線(1), 後山阿伏兎線(1), 観音山登山線(1), 高見山登山線(1)
自 転 車 道	布刈瀬戸線
歩 道	黒滝白滝登山線, 鳴滝鉢ヶ峰線, 鳴滝城趾線, 白滝山登山線, 青影山奥山線, 因島公園線, 後山線, 阿伏兎線, 観音山登山線(1), 八丈岩線
運 輸 施 設	
係留施設	唐船

(2) 管理方針

白滝山、筆影山、竜王山、鳴滝山、後山といった本土側展望地、また因島公園、奥山、青影山、白滝山、観音山、高見山といった島しょ部の展望地は、瀬戸内海の重要な景観のひとつである多島海景観の展望地として整備を図る。通景線の伐開は、風致上の支障がない範囲内で積極的に行う。また、これらの山々は、海からの景観上重要でもあるので、山の斜面、稜線上での大規模な開発は極力抑制する。

本四架橋尾道・今治ルートのうち広島県にかかる部分は、多々羅大橋のみが手続き未了であるので今後十分調整を図る。また、将来全線開通時には、周辺地域において適正な公園利用が行われるよう関係機関と十分調整を図る。

鞆沖の島しょ部は走島の一部を除き集団施設地区か特別地域に指定されており、瀬戸内海に浮かぶ小島の景観として保全する。

2. 風致・景観の管理に関する事項

(1) 許可・届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和54年6月30日環自保第250号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日環自企第570号）」（以下審査指針という）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物 (1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないように以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア. 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ. 屋根の色彩 こげ茶色、黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。 ウ. 壁面の色彩茶系統もしくはグレー系、ベージュ系統色とする。 ② 修景緑化 第7-(2)修景緑化指針による。
(2) 道 路	主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないように、次のとお

行為の種類	取 扱 方 針
(3) 電柱, 鉄塔, アンテナ	<p>り取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法砕工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお、緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p> <p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵</p> <p>亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁</p> <p>主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又はそれに模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土</p> <p>原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理</p> <p>工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p> <p>新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。</p> <p>① 電柱</p> <p>ア. 色彩</p> <p>建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上とする。</p> <p>イ. 共架</p>

行為の種類	取 扱 方 針
<p>(4) 砂防・治山施設</p> <p>(5) 海岸保全施設 防波堤等</p>	<p>原則として電力線と電話線の共架を図る。</p> <p>ウ. 地下埋設 景観保護上重要な場所の新設については地下埋設を行う。</p> <p>エ. 広告物 営業広告物は認めない。</p> <p>② 鉄塔, アンテナ 新設の場合灰色又はこげ茶色を原則とする。航空障害対策は、極力塗色ではなく、標識灯の設置によることとする。 既存のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。 新設の場合は、事前にその必要性、景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>事前に必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行い風致上の支障の軽減を図る。</p>
<p>2. 木竹の伐採</p>	<p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、別記保全対象（P50）周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。</p>
<p>3. 広告物の設置</p>	<p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して違反野立広告物の追放を図るほか、営業表示、誘導標識等の取扱いを以下のとおりとする。</p> <p>① 施設敷地内において施設名、営業内容等を表示する広告物</p> <p>ア. 表示面積 2㎡以内とする。</p> <p>イ. 高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ. 色彩</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>地は茶系色，文字は白色を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光点滅を伴うことのない白色系のものとする。</p> <p>② 誘導標識・地区案内板</p> <p>ア．表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は，極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下，合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。</p> <p>イ．高さ 5m以下とする。</p> <p>ウ．色彩 誘導標識の地色はこげ茶色，文字は白を基調とする。</p> <p>エ．照明 広告物に照明を使う場合，動光，点滅を伴わず白色系の光とする。</p> <p>オ．標準仕様 地区案内板，道標及び誘導標識については，別途仕様の定められている歩道等にかかるものを除き，別記仕様（P57）を標準とする。</p> <p>③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積，高さ，色彩，照明については，①，②に準ずるものとし，風致上支障のないよう配慮する。 また，道路沿に乱立する営業用ののぼり，簡易看板等を排除する。</p>
4. 水面の埋立	<p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は，瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため，適正な保護を図るため，水面の埋立については，次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 特別地域地先水面の埋立</p> <p>ア．原則的に許可しないものとする。ただし，次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(ア) 地域住民の生活上必要なもの及び農業，漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>(イ) 既に人工海岸，半自然海岸になっていて，その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。</p>

行為の種類	取 扱 方 針
	<p>(ウ) 陸上部に人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>イ. 予め十分な環境影響調査を実施する。</p> <p>ウ. 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p> <p>② 普通地域内水面の埋立</p> <p>別記「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内水面の埋立取扱い上の留意事項」（P59）のとおりとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業の種類	取 扱 方 針
<p>1. 宿 舎</p> <p>(1) 因島公園宿舎</p> <p>(2) 高見山宿舎</p> <p>(3) 観音崎宿舎</p>	<p>① 基本方針</p> <p>宿舎事業として判断する基準は、宿泊の用に供する建物のうち次の要件を満たすものとする。</p> <p>ア. 旅館業法による認可を得たもの、または得る見込みのあるもの。</p> <p>イ. 通年営業を行なうもの。</p> <p>ウ. 宿泊収容力が40名以上のもの。</p> <p>エ. 特定の人を対象にしないもの。</p> <p>② 位置</p> <p>急傾斜地での落石、土砂崩れ等がないよう十分考慮した位置とする。</p> <p>③ 規模</p> <p>施設の規模については風致景観に与える影響が少なく、かつ利用上適正な規模とする。</p> <p>④ 屋根の形態</p> <p>切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根を原則とする。やむを得ない理由で陸屋根になる場合はパラペットを設ける。なお現在勾配屋根でない建築物については、改築等に際し勾配屋根にするかパラペットの設置を指導する。</p> <p>⑤ 色彩</p> <p>屋根あるいはパラペットについては、こげ茶色か黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。外壁については、茶系色またはグレー系、ベージュ系等自然と調和した落ち着いた色調とする。</p> <p>⑥ 修景緑化</p>

事業の種類	取 扱 方 針
	第7-(2)修景緑化指針による。
<p>2. 園 地</p> <p>(1) 鉢ヶ峰園地</p> <p>(2) 筆影山山頂園地</p> <p>(3) 竜王山山頂園地</p> <p>(4) 白滝山山頂園地</p> <p>(5) 鳴滝山園地</p> <p>(6) 大浜崎園地</p> <p>(7) 白滝山園地</p> <p>(8) 奥山山頂園地</p> <p>(9) 地藏ヶ鼻園地</p> <p>(10) 因島公園園地</p> <p>(11) 後山園地</p> <p>(12) 観音山山頂園地</p> <p>(13) 布刈瀬戸園地</p> <p>(14) 高見山園地</p> <p>(15) 阿伏兎山上園地</p>	<p>① 基本方針</p> <p>海浜，樹林地，展望地など各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い，自然探勝，散策，ピクニック，風景鑑賞等人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。</p> <p>② 付帯施設の取扱い</p> <p>休憩舎，展望施設，便所等の付帯施設は，利用性及び管理面を考慮し適正に配置する。</p> <p>自然を理解させ，利用の効果を高めるため，案内解説板，指導標等を適切に配置する。</p> <p>施設の規模は過大にならないようにし，周辺の自然と調和したデザインとする。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>危険箇所には，防護柵，注意標識等を設置し，利用の安全を図る。</p> <p>くずかご，吸い殻入れ等は，十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし，ゴミの投げ捨て防止をPRして，ゴミの持ち帰り運動を推進する。</p> <p>また，園路，広場等の草刈り，園地内の清掃等を定期的実施する。</p>
<p>3. 野営場</p> <p>大浜崎野営場</p>	<p>基本方針</p> <p>因島大橋のたもとにある当野営場は，近隣地域の住民を対象とした野外活動の場として整備する。周辺の公園事業施設と一体となった利用が図られるよう，管理運営を行っていく。</p>
<p>4. 道 路（車道）</p> <p>(1) 筆影山登山線</p> <p>(2) 因島公園線</p> <p>(3) 後山阿伏兎線</p> <p>(4) 観音山登山線</p> <p>(5) 高見山登山線</p>	<p>主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないよう，次のとおり取扱うものとする。</p> <p>① 法面等の処理</p> <p>擁壁を設置することが不可欠である区間を除き，原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合，法面の安定のための法枠工，緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えない。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも，極力モルタル吹付を避け，緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。</p> <p>なお緑化植物については第7-(2)修景緑化指針による。</p> <p>② 交通安全柵</p>

事業の種類	取 扱 方 針
	<p>極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。</p> <p>③ 落石防護柵 亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。</p> <p>④ 擁壁 主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又は自然石に模したブロックを使用する。</p> <p>⑤ 残土 残土は、極力生じないよう計画するものとするが、やむを得ず生じる場合は、原則として国立公園区域外に搬出する。</p> <p>⑥ 跡地整理 工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。</p>

(3) 集団施設地区取扱方針

仙酔島集団施設地区

ア. 事業執行概要

地割及び基盤施設	事業名	事業執行者	執行内容
宿泊施設区	仙酔島宿舎	福山市・民間	宿舎
野営施設区	仙酔島園地	広島県	園地、便所等
水辺利用区	仙酔島係留施設	広島県	栈橋
休養園地区	仙酔島園地	環境庁直轄	歩道
自然探勝区			

イ. 取扱方針

当集団施設地区は、古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦に散在する島々からなる地区で、海水浴や自然探勝といった健全な野外レクリエーション利用を行うことのできる地区として整備する。一部私有地を含んでいるものの大部分は国、公有地であるので、今後とも公園計画にそつた施設整備を図る。国民宿舎については、ビジターセンター的機能をもたせる等、再整備を検討する。

なお、整備にあつては、特異な地形、地質、動植物の保護には十分注意する。

3. 地域の開発・整備に関する事項

(1) 地域開発と利用のあり方について

ア. 各種リゾート開発との調整

当管理計画区の中でも、島しょ部を含む海域部分の公園区域は、総合保養地域整備法（いわゆるリゾート法）にかかる特定地域と重複している。国立公園特別地域内に重点整備地区は予定されていないものの、様々な種類の海洋リゾート施設が海面普通地域にかかってくることが予想される。

従来からの利用形態である舟遊、展望、釣り、海水浴といったものに加えてマリンスポーツ、野外レクリエーションといった利用形態の増加が予想され、滞在拠点の整備の必要性は認められる。しかしながら、本来良好な自然環境があってこそリゾートは成立すると考えられるので、自然環境の保全に留意し、国立公園の利用に著しい影響を及ぼすような行為は避け、公園計画、審査指針及び当該管理計画の範囲で、これらの開発整備と調整を図る。

イ. 本四架橋尾道・今治ルートとの関連

将来、本四架橋尾道・今治ルートの完成に際しては、様々な開発が同ルート沿いに進むことが十分予想されるので、風致景観への影響を考慮し適正かつ快適な公園利用が損なわれることのないよう慎重に対処する。

(2) 一般公共事業との調整

一般公共事業については、前年度中に行なわれる公共事業の事前調整でその概要を把握し、特に必要があると考えられるものは、できるだけ早い時期より関係機関との調整を図る。

その他、年度途中において計画される事業にあっても、できるだけ早い時期に調整が図られるよう関係機関を指導する。

なお、本四架橋尾道・今治ルートの取扱いについては、今後とも関連施設や利用形態の変化が、自然環境や風致景観に与える影響を検討し、慎重に対応する。